

公の施設のあり方についての 質問、答申

平成20年6月23日開催の「第一回川根本町行政改革推進委員会」において、杉山嘉英・川根本町長から、現在、直営で管理している次の6施設の「公の施設のあり方」について、諮詢があった。

1 資料館やまびこ、2 文化会館、4 奥大井音戸の郷、5 フォーしなかかわね茶茗館、6 農林業センター

そこで、当委員会として、「公の施設のあり方の見直しの基本的考え方（別添）」を定め、各施設の運営状況や利用状況について、各施設の管理担当課から資料の提出やヒアリングを行い、今後の運営方針などの意見交換、検討を行った。答申については、当委員会で検討を重ねた施設ごとに「公の施設のあり方に関する検討結果」を答申として取りまとめた。

公の施設のあり方に関する検討結果

1 資料館やまびこ

施設建設の経緯としては、ダム建設に伴う地域のための記念的施設とともに観光施設としての期待もあつたが、設置目的を見直し、当資料館を川根本町全体の歴史、文化的アイデンティティの核としての戦略的能力を果たすための施設として位置付け、収集・保存・研究・展示・教育

部署間の連携を図りながら計画を策定し、事業を構築していく必要があることから、当面の運営体制としては、直営で運営することが適当と考えられる。

4 奥大井音戸の郷

現状は、観光目的のテーマパークとしても社会教育施設としても中途半端な状況にあり、いずれの面でも現状のままでの存続は困難と考えられる。一方、建設時の債務も残つており、直ちに廃止することも難しい状況にある。そこで、ハード（魅力的な建物と立地）の有効活用という観点から、集客も担える現代アートセンターとしてリノベーション（再生）し、芸術面・学術面におけるレベルを確保することで、当初の設置目的に掲げられた教育面での役割を担えるようにする。山村の大自然と現代アートの組み合わせについては、新潟県の越後妻有トーリエンナーレのような成功例もあり、当該施設の建物および立地は、制約の少ない形で利用できれば、現代アート関係者に対する魅力をアピールできるものと考えられる。

施設の管理は指定管理者制度を導入し、アートNPOなどに運営を委ねる。指定管理者には、事業収入獲得のための裁量幅を大きく与え、行政の負担はハードのメンテナンス費用程度に収まるようなレベルを目指す。

（横浜のBankART）などが参考になる

5 フォーしなかかわね茶茗館

施設の設置目的である川根茶の情報発信基地という機能は、本町にとって極めて重要なものである。また、年間7,000～8,000人の入館者（消費者）が川根茶を飲み、飲むだけでなく美味しい飲み方についても普及し、相当の評価を得ていることは、一定の成果は得られていないと考える。しかしながら、川根茶の情報発信基地という設置目的を

十分に果たしきれているかという観点でみると、必ずしも十分でなく、現状の運営状況では町が直接管理・運営を行わなければならないだけの明確な理由は見出せない。

設置目的に沿った活用には、茶の生産から流通にかかる関係者が中心となり、高品質の「川根茶」をアピールする施設としては、いかんせん展示を含め貧弱すぎる現状を、何を持ってどう展開するかを検討する場を設け、その結果を受け、あらためて判断する必要がある。

6 農林業センター

茶や複合作物の各種実証試験や良質種苗の提供を通じ、川根地域の農業振興に果たしてきた役割は評価される。基本的な運営形態としては抜本的な変更を求めるものではなく、町の直営で運営することが適當だと考えられる。ただし、地場産業の農業といえども実需者のみが満足する施設であれば、実需者からの利用料金で

（横浜のBankART）などが参考になる

5 フォーしなかかわね茶茗館

施設の設置目的である川根茶の情報発信基地という機能は、本町にとって極めて重要なものである。また、年間7,000～8,000人の入館者（消費者）が川根茶を飲み、飲むだけでなく美味しい飲み方についても普及し、相当の評価を得ていることは、一定の成果は得られていないと考える。しかしながら、川根茶の情報発信基地という設置目的を

十分に果たしきれているかという観点でみると、必ずしも十分でなく、現状の運営状況では町が直接管理・運営を行わなければならないだけの明確な理由は見出せない。

設置目的に沿った活用には、茶の生産から流通にかかる関係者が中心となり、高品質の「川根茶」をアピールする施設としては、いかんせん展示を含め貧弱すぎる現状を、何を持ってどう展開するかを検討する場を設け、その結果を受け、あらためて判断する必要がある。

（横浜のBankART）などが参考になる

施設の設置目的を見直しの基本的考え方（別添）を定め、各施設の運営状況や利用状況について、各施設の管理担当課から資料の提出やヒアリングを行い、今後の運営方針などの意見交換、検討を行った。答申については、当委員会で検討を重ねた施設ごとに「公の施設のあり方に関する検討結果」を答申として取りまとめた。

行政改革推進委員会から

公の施設のあり方に関する 検討結果（答申）

※原文のまま掲載しています。

普及の資質向上を図る。そのためには、学芸員（客員でも可）の雇用を確保し、計画的な取り組みが行われるようになる必要がある。

教育委員会との連携を深め、町内学校教育における郷土史・地域資源教育の教材・カリキュラムの提供や、文化会館の講座の提供などをを行う。

運営はNPOなど、地域の運営組織をつくり指定管理に委ねるとともに、事業収入や助成収入獲得のための裁量幅を拡大し経営的安定を図る。

2 文化会館

3 本川根B&G海洋センター

さまざまな機能が同居している施設であるので、指定管理者制度は導入せず、現在の直営体制に、自主事業部分に事業パートナーを導入して事業推進を強化する。現状は自主事業に年間50から1,000万円程度かけているが、これらが全て買い取り公演となつていているため割高になっている。事業パートナーとの連携により、文化会館自らが自主制作（他市町の公立ホールとの共同制作を含む）を行うことにより、同額の財政負担で現状の数倍の事業創出を目指す。

① 事業パートナーの公募 これまでの事業委託費に相当する50～800万円程度で契約。事業パートナーは年俸250～350万円程度の専任職員を雇用し、文化会館に常勤職員として配属する。

② 事業内容 事業パートナーが雇用した専任職員と町職員が連携するこ

とで、多様な文化事業を自主制作し、買い取り型に比べ、事業の質的・量的向上を図る。

③ その他 当体制導入初年度は、上記の半分程度の事業規模からスタートし、企画準備と町民へのマーケティングを進める。

施設の設置目的はスポーツの振興であり、目的に沿った利用がなされているが、十分に利用されているとはいえず、特定の利用者に偏っていると思われる。特に、プール施設はさまざまな機能が同居している施設であるので、指定管理者制度は導入せず、現在の直営体制に、自主事業部分に事業パートナーを導入して事業推進を強化する。現状は自主事業に年間50から1,000万円程度かけているが、これらが全て買い取り公演となつていているため割高になっている。事業パートナーとの連携により、文化会館自らが自主制作（他市町の公立ホールとの共同制作を含む）を行うことにより、同額の財政負担で現状の数倍の事業創出を目指す。

1 資料館やまびこ

さまである。しかし、町内には、他に類似の民間施設があるという状況ではなく、必要な施設であると考えられる。そこで、設置目的を改め、社会体育施設としての機能を加え、保健・福祉施設としての機能も担わせるのが施設の有効利用を図る上で望ましい。県内で最も高齢化が進んだ本町としては、町民の健康増進、介護予防などは極めて重要であり、本施設にこうした課題解決に向けての取り組みを担わせることで、施設のより高度な有効利用が図られるものと考えられる。保健・福祉プログラムの導入には新たな財政支出が求められる面もあるが、これらの実施が、介護に係る費用や医療費の削減につながれば、町財政を悪化させることはない。複合的な機能を担う施設として、町役場内の複数の

の取り組みを担わせることで、施設のより高度な有効利用が図られるものと考えられる。保健・福祉プログラムの導入には新たな財政支出が求められる面もあるが、これらの実施が、介護に係る費用や医療費の削減につながれば、町財政を悪化させることはない。複合的な機能を担う施設として、町役場内の複数の

川根本町行政改革推進委員会
委員長▶片山泰輔 副委員長▶和田邦重
委員▶相藤令治、太田侑孝、佐藤公敏、高木善一、南伸次、望月静馬、森岡朱雅子、山内まゆみ

問い合わせ
総務課行政改革室 ☎ (56) 2220

とおり使いやすい施設になったらうれしいわ
とくことが必要である。

平成21年2月20日

川根本町行政改革推進委員会



公の施設とは…地方自治法（昭和22年法律第67号）では、地方公共団体の多数の住民が利用し、住民の福祉の向上に欠かせない公共サービスを提供する施設を、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」すなはち「公の施設」として定義し、その設置、運営に必要な事項を第244条から第244条の4において定めている。また、平成15年9月に施行された地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により、公の施設の管理を地方公共団体の出資法人、公共団体（土地改良区等）および公共的団体（農協、自治会など）に限って委託できるとした「管理委託制度」が廃止され、これらの団体に加え幅広く民間事業者を含んだ地方公共団体が指定するもの（指定管理者）が管理を代行する「指定管理者制度」が創設された。この改正により公の施設は、指定管理者制度または直営で管理することになった。